産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年10月31日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年 10 月 31 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

記

確認された日本工業規格

造船用語―一般	F 0010
造船用語―船体―基本計画	F 0011
造船用語―船こく構造	F 0012
造船用語―機関―一般	F 0021
造船用語―機関―主機，ボイラ，発電機関及び補機用原動機	F 0022
造船用語―機関―補機器	F 0023
造船用語―機関―計装	F 0025
造船用語―機関ぎ装	F 0026
造船用語―航海機器―レーダー	F 0036
舟艇用語―帆装	F 0044
船舶―音声合成システム用語及び適用基準	F 0062
舟艇―舟艇の識別―番号付与システム	F 0080
舟艇―オーナ用マニュアル	F 0102
船用銘板設計基準	F 0104
海上試運転におけるディーゼル主機の出力算出方法	F 0404
船舶―ディーゼル機関用取扱説明書作成要領	F 0406
船用機関遠隔制御盤内配線―配管基準	F 0414
船用操だ装置―海上試運転時の試験方法	F 0809
船用機器―信頼性評価基準	F 0810
舟艇―電気機器―周囲の可燃性ガスへの引火防止	F 0811
船舶―工作機械の装備基準	F 0901
機関部の騒音レベル測定方法	F 0904
舟艇―燃料給油系ホースのはめあい部	F 1027
舟艇―陸電装置	F 1028
舟艇―海水コック及び船体貫通金物　第１部：金属製	F 1032―１
舟艇―ガソリン機関区画及びガソリンタンク区画の換気	F 1033
舟艇―船体構造―スカントリング　第１部：材料：熱硬化性樹脂，ガラス繊維強化材，基準積層材	F 1034―１
舟艇―トイレ汚水貯留システム	F 1035
クローズドチョック	F 2005
船用アルミニウム合金押出形材	F 2008
船用小形スタンドローラ	F 2024
えい航及び係船用ブラケット	F 2029
船用小形マンホール	F 2329
小形船用鋼製風雨密戸附属金物	F 2330
小形船用鋼製風雨密戸	F 2332
小形船用鋼製非風雨密戸	F 2333
グースネック通風筒	F 2408
造船及び海洋構造物―船用丸窓	F 2413
船用油吸入ベルマウス	F 3020
青銅立形ストーム弁	F 3057
鋳鋼立形ストーム弁	F 3058
青銅ねじ締め立形ストーム弁	F 3059
鋳鋼ねじ締め立形ストーム弁	F 3060
リギンスクリュー	F 3403
船用ワイヤロープステーアイプレート	F 3415
船用ワイヤリール	F 3430
船におけるワイヤロープの使用基準	F 3433
作業船用一般シーブ	F 3992
船用蒸気タービン主機陸上試験方法	F 4201
船用水冷４サイクルディーゼル主機関	F 4301
舟艇―船外機関―静止スラストの測定方法	F 4324
船用ボイラ鍛鋼20Ｋコック付反射式水面計	F 5609
船用ボイラ鍛鋼20Ｋ弁付反射式水面計	F 5610
船用ボイラ鍛鋼63Ｋ弁付透視式水面計	F 5611
船用カーゴウインチ	F 6708
船舶―圧力計の装備基準	F 7003
船用アイボルト付ターンバックル	F 7020
船舶及び海洋技術―機関区域の可燃性油装置からの漏油による火災防止	F 7100
船舶機関部配管―標準流速	F 7101
船用こし器の検査通則	F 7200
船用こし器―使用基準	F 7201
船用16Ｋ弁付水面計	F 7213
船用平形ガラス油面計	F 7215
船用筒形サイトグラス	F 7218
船用鋳鉄Ｙ形こし	F 7220
船用鋼板製単式油こし	F 7225
船用ホース金物	F 7335
船用黄銅30Ｋくい込形止め弁	F 7379
船用鋳鋼弁	F 7426
船用ゴム弁座式バタフライ弁	F 7480
船の280Ｋ及び350Ｋ油圧配管用差込み溶接式フランジ	F 7806
船舶及び海洋技術―旅客船用低位置照明―配置	F 8010
船用電気図記号―通信，計測，航海及び無線関係	F 8013
船用絶縁監視装置設計基準	F 8052
船用電気設備　第201部　システム設計―一般	F 8062
船用電気設備　第305部　機器―蓄電池	F 8068
船用電気設備―第352部：電力系統用ケーブルの選択及び敷設	F 8071
船用電気設備―第504部：個別規定―制御及び計装	F 8076
船舶用プログラマブル電子系の開発及び使用に関する一般原則	F 8082
船用ソケット	F 8401
船用高圧水銀灯安定器	F 8447
延長警報盤	F 8530
船用電線貫通金物―箱用	F 8801
船用防水形プラグ及びソケットアウトレット通則	F 8836
船用防水形小形スイッチ	F 8841
船用回転スイッチ	F 8845
統合ブリッジシステム―設計指針	F 9002
離着桟操船援助システム	F 9012
船舶及び海洋技術―船用電子磁気コンパス	F 9102
船用圧力式温度スイッチ	F 9702
オイルフェンスの仕様―第１部：本体部	F 9900―１
オイルフェンスの仕様―第２部：接続部	F 9900―２

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る中部地方交通審議会の意見に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第１号

中部地方交通審議会から中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、中部運輸局長あて異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に提出されたい。

平成 24 年 10 月 31 日

中部運輸局長　甲斐　正彰

中部地方交通審議会の意見（要旨）

中部海上旅客運送業最低賃金については、職員（船長を含む。）の最低賃金額238,300円の改定は行わないこととし、「部員の最低賃金額175,700円（福井県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている部員については、177,500円）」を「部員の最低賃金額177,500円」に改定することが適当である。

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県各種商品小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 31 日

千葉労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間788円」を「１時間795円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 10 月 31 日

静岡労働局長　麻田千穂子

第４号中「１時間829円」を「１時間838円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月14日から効力を生ずる。